

【参考法令】

特定非営利活動促進法

(事業報告書等の備置き等及び閲覧)

第28条 特定非営利活動法人は、毎事業年度初めの三月以内に、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、前事業年度の事業報告書、計算書類及び財産目録並びに年間役員名簿並びに前事業年度の末日における社員のうち十人以上の者の氏名及び住所又は居所を記載した書面（以下「事業報告書等」という。）を作成し、これらを、その作成の日から起算して五年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、その事務所に備え置かなければならない。

2 特定非営利活動法人は、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、役員名簿及び定款等（定款並びにその認証及び登記に関する書類の写しをいう。以下同じ。）を、その事務所に備え置かなければならない。

3 特定非営利活動法人は、その社員その他の利害関係人から次に掲げる書類の閲覧の請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧させなければならない。

- (1) 事業報告書等
- (2) 役員名簿
- (3) 定款等

(事業報告書等の提出)

第29条 特定非営利活動法人は、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、毎事業年度一回、事業報告書等を所轄庁に提出しなければならない。

[特定非営利活動促進法施行条例]

(事業報告書等の提出)

第4条 法第29条の規定による書類の提出は、規則で定めるところにより、毎事業年度初めの3月以内に行わなければならない。

(設立の認証の取消し)

第43条 所轄庁は、特定非営利活動法人が、前条の規定による命令に違反した場合であつて他の方法により監督の目的を達することができないとき又は三年以上にわたつて第29条の規定による事業報告書等の提出を行わないときは、当該特定非営利活動法人の設立の認証を取り消すことができる。

2 所轄庁は、特定非営利活動法人が法令に違反した場合において、前条の規定による命令によってはその改善を期待することができないことが明らかであり、かつ、他の方法により監督の目的を達することができないときは、同

条の規定による命令を経ないでも、当該特定非営利活動法人の設立の認証を取り消すことができる。

- 3 前二項の規定による設立の認証の取消しに係る聴聞の期日における審理は、当該特定非営利活動法人から請求があったときは、公開により行うよう努めなければならない。
- 4 所轄庁は、前項の規定による請求があった場合において、聴聞の期日における審理を公開により行わないときは、当該特定非営利活動法人に対し、当該公開により行わない理由を記載した書面を交付しなければならない。

第80条 次の各号のいずれかに該当する場合において、特定非営利活動法人の理事、監事又は清算人は、20万円以下の過料に処する。

(主たる内容)

- (3) (略) (役員変更届出書、定款変更届出書の未届、虚偽記載)
- (4) (略) (事業報告書の作成、事務所への備え置きの違反、未作成、未記載、不実記載)
- (5) (略) (登記完了提出書、事業報告書の未提出)
- (7) (略) (未公告、不正な公告)

(認証取消しを受けた法人の役員は、2年間は特定非営利活動法人の役員になることができないという条項)

特定非営利活動促進法

(役員欠格事由)

第20条 次の各号のいずれかに該当する者は、特定非営利活動法人の役員になることができない。

- (1)~(5) (略)
- (6) 第43条の規定により設立の認証を取消された特定非営利活動法人の解散当時の役員で、設立の認証を取消された日から二年を経過しない者